

一八世紀中葉フイリピンにおける中国人

移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆

—対英協力中国人の追放をめぐつて—

菅 谷 成 子

一はじめに

スペイン支配下のフイリピン諸島住民は、一九世紀中葉以降、徐々に民族共同意識を形成していったが、そのなかで混血人「メスティーソ」の果たした役割を見逃すことはできない。このことは、一九世紀前葉から中葉にかけて、メキシコなど他のスペイン領インディアスが独立を達成する過程で、指導的役割を果たしたのが一般的にクリオーリョ (criollo; インディアス生まれのスペイン人) であつたことに照らし合わせて、特筆に値する。フイリピン植民地においては、本来の「フイリピーノ」、すなわち、クリオーリョの一種と言えるフイリピン諸島生

一八世紀中葉フイリピンにおける中国人移民社会の変容と
中国系メスティーソの興隆

菅谷

まれのスペイン人は、ペニンスラール (peninsular; 本国生まれのスペイン人) に対して、独自のアイデンティティを確立できず、また数的にメスティーソに圧倒されていたことなどがあり、民族主義的運動において指導的役割を果たすことはなかつたのである。

スペイン植民地フィリピンでは、本来の意味での「フィリピーノ」がフィリピン諸島住民一般を指す「フィリピン人」の意味に変化する過程は、世紀末のフィリピン革命につながる民族主義的運動の展開のなかでの民族共同意識の昂揚と表裏一体で進んだ。そのなかでホセ・リサールらに代表されるメスティーソあるいはメスティーソの血筋を引く知識層 (ilustrado) の著わした各種の文献が果たした役割は大きい。民族共同意識の形成は、必ずしもメステイーソの知識層によってのみなされたわけではないが、スペイン支配下のフィリピン諸島住民のアイデンティティを追究し、それに関する思索を深化させていく過程で著わされた各種の文献が、民族主義的運動に枠組みや方向性を与えた点は否定できない。⁽¹⁾

スペイン領フィリピンにおいては、メスティーソには、主に中国系とスペイン系があつたが、前者は、数的に後者を圧倒的に凌駕していた。また、スペイン系メスティーソが支配者側に立つものとして、一八八四年に人頭税 (cédula personal) が導入されるまで、貢税 (tributo) の支払いが免除されていたのに対して、中国系メスティーソは被支配者として一貫して徴税対象であつた。さらに、中国系メスティーソは、エドガー・ウイツクバークが夙に指摘しているように、自身のアイデンティティの拠り所を中国ではなく、カトリシズムに代表されるスペインの文化世界と生地であるフィリピン諸島におき、独自の文化様式を発展させた。この文化様式は、植民

地フイリピンにおける一種の都会的生活モデルとなり、それは一般に「フイリピン人」の理想的生活スタイルとしても受け入れられていった。⁽²⁾ 現代のフイリピン社会において、かつての中国系メスティーソは、フイリピン社会の正統な構成要素、すなわち、全きフイリピン人、として存在している。それゆえ、中国系メスティーソが總体として民族主義的運動の昂揚や民族共同意識の形成過程に占める位置あるいは果たした役割は、今後、個別具体的な研究がより一層進められなければならないが、スペイン系メスティーソのそれに比して大きかつたと言えよう。

本稿は、中国系メスティーソが植民地社会のなかでいかにして一つの社会集団として、その存在を顕在化させていったのかを跡付ける試みである。ところで、中国系メスティーソ興隆の直接のきっかけは、一八世紀中葉にフイリピン政府が相次いで実施した中国人追放に求められよう。この時期の中国人追放政策によつて、中国系メスティーソの地方商業活動への進出が、それまで諸島内の経済活動の実権を握つてきた在住中国人に取つて代わるかたちで、促進されたと考えられるのである。

先ず、一七五四年から五五年にかけて、アランディア総督 (Pedro Manuel de Arandía y Santedevan; 在任一七五四年九月) が非カトリック中国人の追放を実施した。続いて、イギリスのマリア占領 (一七六二年一六四) 後、ラオン総督 (José Raón; 在任一七六五—七〇) やおよびアンダ総督 (Simón de Anda y Salazar; 在任一七七〇—七六) が対英協力の中国人カトリックを罰するという名目で在住中国人の徹底追放を行つた。それと同時に、中国人移民の新規受け入れが停止され、それは、バスコ総督 (José Basco y Vargas Varderrama y Rivera; 在任一七七八—

八七）が着任と同時に、追放された中国人の復帰と新規移民の入国を許可するまで継続された。

これら一八世紀中葉に二回にわたって実施された中国人追放は、從来漠然と中国系メスティーソの興隆との関連が指摘されてきただけで、中国系メスティーソの興隆という歴史過程の中に、各々が果たした役割を適切に位置付ける試みはなされてこなかった。筆者は、これまで、アランディア総督による中国人追放の経緯およびその意義を検討してきたので⁽³⁾、本稿では、まずその要点を整理した後、それに続くラオン総督およびアンダ総督の下で行われた対英協力中國人カトリックの追放を考察する。そのうえで、その当時の中国人移民社会がアランディア総督による中国人追放とラオンおよびアンダ両総督の下で実施された中国人追放にどのように対応し、それが中国系メスティーソの興隆という観点から見て、どのような意味をもつていたのかを明らかにする。それによつて、各々の中国人追放令と中国人移民社会の変容および中国系メスティーソの興隆の関連をより具体的に示したい。

二 アランディア総督の非カトリック中国人の追放とその意義

スペインのフィリピン植民地經營は、一五七一年の首府マニラ市の設置以来、その財政的・經濟的基盤を閉鎖的なマニラ・ガレオン貿易体制に置くものだった。それは、基本的に中国産の生糸や絹織物、陶磁器などを中継輸出するマニラーアカブルコ間のガレオン貿易とそれを支える福建—マニラ間の中国帆船貿易の上に成り立っていた。一方、スペイン植民者の日常生活も中国貿易帆船に便乗してきた多数の小売商人や職人などが提供するサ

ービスによつて維持されていたため、フィリピン植民地は、總体として中国人の經濟活動に支えられて存続していたと言える。その結果、マニラ・ガレオン貿易体制は、スペイン人植民者の植民地資源開発に対する意欲を失せただけではなく、新大陸産の銀を生糸などの中国產品の代価として恒常的に福建に流出させたため、植民地財政は恒常的な赤字に陥ることになった⁽⁴⁾。

一八世紀中葉に至ると本国のブルボン王朝の啓蒙主義に基づく財政・經濟改革がスペイン領インディアス全域に実施され、フィリピン植民地においては、政庁の財政赤字を解消することが課題とされた。具体的には、諸島内の資源開発を行つて、中国人に依存した植民地經營、すなわち、マニラ・ガレオン貿易体制から脱却することで銀の流出を食い止めるという基本方針が採用されることになった。

一七五四年に着任したアランディア総督は、政庁財政の赤字解消への第一段階として、植民地經濟を中国人への依存から脱却させることを目的に、直ちに非カトリック教徒中国人の追放に取りかかった⁽⁵⁾。その当時、フィリピン植民地各地には、マニラを中心として約四千人の中国人が居住して諸島内の商業網を握ると同時に各種の職業に従事していたが、その大部分がカトリックの信仰を受容していなかつた。アランディア総督は、これらの非カトリック在住中国人を追放することによつて、スペイン人、メステイーソおよびインディオ (indio: スペイン支配下のカトリック化された原住民) が小売業などの經濟活動に進出することを奨励したのである。

一方、中国帆船貿易のために毎年マニラを訪れる福建商人や帆船乗組員は、パシグ川河口近くのイントラムーロス (intramuros: マニラ市) の対岸に当たる地域に、新たに築かれたアルカイセリア・サン・フェルナンンド

(Alcaicería San Fernando) に収容される」となった。これらの一時滞在者は、おおむね非カトリックであり、原則的に、アルカイセリア外に出る」とは許可されず、また、貿易シーズン終了後直ちに帰国する」となった。この結果、一五八一年に設置されたマニラのパリアハ (Parián) は、これまで主として季節的に滞在する福建商人や出稼ぎ中国人の指定居住地として、また商業中心地として機能してきたが、これ以降、カトリック化した定住中国人、スペイン人、メスティーゾ、インディオなどの商人や職人が経済活動を展開する場に変貌した。

アランディア総督の非カトリック中国人の追放によって、マニラを中心とした中国人移民社会は、カトリックからなる比較的小規模のものとなり、また、従来の出稼ぎ型から定住型の社会に変容した。植民地フィリピンに留まる」とを選択した中国人は、自らカトリックに改宗し、さらに現地女性とカトリック教会に認知された婚姻関係を結び、家族を形成するようになつた。かれらの子孫は、嫡出子としてスペイン当局に認知され、税制上、中国人ともインディオとも異なる範疇「中国系メスティーゾ」として分類され住民台帳 (padrón) に登録された。一八世紀中葉以降、中国系メスティーゾは、その数的基盤を急速に拡大し、一つの社会集団として広くその存在が認識されるようになったが、マニラを中心とした中国人移民社会がその母胎としての機能を担うようになつたと言える。その一方、非カトリック中国人は、一時滞在者として、アルカイセリア・サン・フェルナンドに隔離され、カトリック化した中国人移民社会から分離されることになった。

アランディア総督の中国人追放に直面して、中国人移民社会が主体的にカトリックを受容したことは、結果として、カトリックの保護者であるスペイン国土の権威を受容することを意味した。また、スペインのインディア

ス支配は、カトリックの布教および護持に支配の正統性を置くものであった。それゆえ、植民地フィリピンにおいても、支配下の住民は全てカトリックであることが要求されたのである。中国人移民社会は、カトリック化、すなわち、「脱中国人」化することによって、植民地フィリピン社会の正統な構成要素として取り込まれていった中国系メスティーソの母胎となり、逆説的に中国人移民社会の存続をはかったものだと言えよう。

三 対英協力中國人カトリックの追放

スペイン植民者およびスペイン当局、比較的少数のカトリックからなる定住中国人、および、アルカイセリア・サン・フェルナンドに隔離された非カトリックの一時滯在中国人の三者間に築かれた比較的安定した経済的相互依存関係は、七年戦争に関連してイギリスが一七六二年一〇月にマニラを占領したことによって崩れた。⁽⁶⁾ フィリピン政府は、一七六七年七月に前年六六年四月一七日付けの対英協力中國人カトリックの徹底追放を命ずる勅令を受領した。それは、マニラでは足掛け二年に及ぶイギリス支配を脱してから約三年が経過し、占領期間中に混乱を極めた政治秩序がほぼ回復した時期に当たっていた。マニラ被占領終了直後の混乱期に臨時総督を務めたフランシスコ・ハビエル・デ・ラ・トーレ (Francisco Javier de la Torre; 在任一七六四—六五) が退き、ホセ・ラオンが第二六代正総督として在任中であった。

一方、在住中国人も占領期以前の秩序を回復していた。占領軍に加わるなど積極的に対英協力活動を行つた約三千人の中国人は、すでに一七六四年四月、イギリス軍の撤退とともにマニラを脱出していた。⁽⁷⁾ フィリピン植民

地に残留した中国人は、スペイン支配下でカトリックとしての生活を継続するかたわら、従来通り、各種の経済活動に従事していた。かれらは、占領期以前と同様に、フィリピン政府の必要とする食糧など、さまざまな物資を供給し、スペイン人の提供する高利融資金を資本に商業活動を行い、マニラのスペイン人と季節的にアルカイセリアに滞在する福建商人との間を仲介しつつ、福建—マニラ間貿易に投資するなどしていた。⁽⁸⁾

一七六六年四月一七日付けの勅令は、マニラ被占領期間中の在住中国人による掠奪などを含めて、対英協力行動を糾弾するフィリピン植民地各界のスペイン人による報告書や中国人追放の上申書が本国に送付されたことを承けて公布されたものであった。なかでも、イギリスの侵入当時、アウディエンシア(Real Audiencia; 王立司法行政院)の審議官(oidor)であつた、後の総督シモン・デ・アンダは、マニラの被占領期間中、パンパンガ州に暫定政府を樹立して抗戦した経験に基づいて、中国人を厳しく糾弾する報告書を国王に提出していた。それは、単に在住中国人の対英協力活動を非難するだけではなく、かれらの存在が植民地経済の発展にとって、これまでいかに有害なものであつたのかを力説するものでもあつた。⁽⁹⁾ 実際、新たにマニラに来往し定住を希望した中国人は、カトリック洗礼志願者(catecumento)になるなどしてスペイン当局から滞在許可を得ていたが、イギリスのマニラ占領を見てカトリック改宗を放棄した。また、占領軍に加わった中国人は、約二千人を数え、アンダ以下のスペイン人殺害計画に参加した者も多数に上つた(この計画は未然に発覚し、関係者は直ちにアンダによつて処刑された⁽¹⁰⁾)。また、マニラおよびその近郊に在住の中国人のなかには、占領軍に商品やサービスを提供するなど、イギリスの侵攻によつて新たに創出された経済機会に応じた者が少なくなかった⁽¹¹⁾。

一七六六年四月一七日付けの勅令の骨子は、おおよそ次のようなものであった。イギリスのマニラ占領期間中にスペインに対する背信行為、すなわち、カトリック信仰の放棄（棄教）やその他の暴力行為などを行つた在住中國人カトリックは永久に追放される。また、かれらの妻は、植民地に残留して一二歳以下のメスティーソの子があれば、敬虔なカトリックとして育て上げる義務を負う。吟味の結果、眞の中國人カトリックとして在留を許された者については、正確な登録簿を作成し、銃刀器の使用を禁止するとともに、スペイン当局が適當と認めた土地に指定居住区を設けて、農業や各種の熟練労働に従事させ、商業活動を行うことを一切禁止する。また、かれらが許可なく居住区を離れることを禁じるといふものであつた。⁽¹²⁾

ところで、勅令は、追放対象となる占領期間中の行為として、先ず「棄教という背信行為 (infidelidad apostasía)」を挙げている。それゆえ、勅令に盛り込まれた内容は、スペイン国王の忠実な民、すなわち、「正真正銘」のカトリック中國人のみの居住を許すことによって、改めて「インディアスの住民は全てカトリックなるべし」という原則を実現しようとするものであつた。それと同時に、眞のカトリック中國人を農業など商業以外の労働に従事させることによって、植民地の資源開発に役立たせる一方、スペイン人やメスティーソなどの商業への進出を容易にするという経済的な目的をも副次的に実現しようとするものであつたと言えよう。

(一) ラオン総督下の対英協力中國人の追放

ラオン総督は、各地方在住の対英協力中國人カトリックの徹底追放の第一段階として、一七六七年一一月一六日に各地方長官⁽¹³⁾および各地方を管轄する修道会の管区長あてに総督令 (superior orden) を発した。そのなかで、

一八世紀中葉フイリピンにおける中國人移民社会の変容と
中國系メスティーソの興隆

勅令の内容を周知させるとともに、各々の管轄区域内に居住している全ての中国人およびその妻子を長官の前に出頭させ、それらの名簿を作成し、これらの中国人とその妻子を名簿とともに早急にマニラに送還するよう命じた。各地方長官らは、それに対応して直ちに名簿作成に着手し、取り引き上およびその他の支障のない者から順次妻子とともにマニラに護送したようである。

たとえば、マニラから比較的近いカビテ (Puerto de Cavite) の長官 (castellano) は一月一八日に総督令を受取った。それによつて、先ず中国人単身者四一名の名簿が作成され、次いで四〇名の中国人およびその家族が出頭した (このうち一三名は、妻が病氣という理由で中国人のみが出頭した)。その後、さらに単身者および既婚者あわせて一六名が出頭した。二〇日には、第一陣として単身者のマニラ送還が実施され、その後、病氣の者および食肉供給業者、ろうそく職人以外の中国人およびその妻子が護送され、二三日までには、大半の中国人およびその妻子のマニラ送還がなされたようである。この間、カビテの長官は、食肉供給業者は全て中国人であるとして、総督に対して供給業者追放後の食肉供給への配慮を求めた。その結果、マニラにおいて中国人以外の食肉供給業者を入札によって決定することになった。

遠隔地域の地方長官に総督令が伝達され、その内容が実施されるまでにはかなりの時間を要したが、各地方における在住中国人の状況に関する報告書は、六九年半ばまでには出揃い、地方在住中国人のマニラ送還が完了した。これらの中中国人は、アルカイセリア・サン・フェルナンドに収容され、軟禁状態におかれた。⁽¹⁴⁾

一方、マニラのパリアンなどに居住していた中国人については、一七六七年一〇月七日付けで総督令 (supe-

rior decreto) が公布され、勅令の在住中国人の商業活動の禁止に従つて、その当時、パリアン内に九〇店を数えた中国人の経営にかかる全ての商店を一ヶ月以内に閉鎖するよう命じた。この命令は、マニラ在住中国人社会の筆頭カベシーリヤ (cabecilla principal) であったイグナシオ・マヨラルゴ・ゴ・キコ (怡那受琦官: Ignacio Miguel Mayoralgo Govrquico) によつて、翌日、パリアン内に商店を保有する商人組合 (gremio de los mercaderes) に属する全カベシーリヤ (各商店主) に伝達された。⁽¹⁴⁾ ゴ・キコは、一一月一三日、これらの商店が総督令に従つて全て閉鎖されていることを確認した。一方、これに先立つて商人組合は一致して、フィリピン政府に對して閉鎖期限の延期を請願していたが、一八日には、新たな決定が下されるまでといふ条件付きで、業務再開が許可された。⁽¹⁵⁾ しかしながら、各地方在住中国人のマニラ送還が完了した六九年には、パリアン、アロセーロス (現マニラ市役所付近)、およびそれらに近接する地域の在住中国人も全てアルカイセリアに収容された。⁽¹⁶⁾

ラオン総督は、一七六九年七月に中国人追放実施の責任者として、アウディエンシアの審議官であつたフワント・アントニオ・ウルニュエラ (Juan Antonio Uruñuela y Arasay) にその任務を委嘱した。ウルニュエラは、直ちに、アルカイセリアに収容された中国人の尋問を行い、追放者名簿を作成した。追放者名簿は、中国人一人一人につき、名前、出身地 (原籍)、年齢、職業、フィリピン居住年数、受洗教会および改宗後の年数、婚姻の有無、拳式教会および婚姻後の年数、さらに、マニラ被占領当時の居住地を明らかにしている。⁽¹⁷⁾ また同時にウルニュエラは、アルカイセリアに収容された中国人、なかでも、単身者の食料調達や財産保全のために、マニラの中国人移民社会の有力者 (principal) のなから、ゴ・キコを含めて総頭領 (gobernadorcillo) のホセ・サムコ

(José Samco)、役職経験者 (capitán) のフワン・ディウロウ (范儒老; Juan Diulo) およびニコラス・キアンコ (Nicolas Quianco) の四人を、代理人あるいは代訴人 (procurador) として指名した。⁽¹⁸⁾ ゴ・キコやディウロウは、アランディア総督が非カトリック中国人を追放した際、すでに中国人移民社会の有力者としてその名が見えており、非カトリック中国人とスペイン当局の間に立つて、追放令が不必要な混乱を起こさないように勧いた経験があつた。⁽¹⁹⁾

〔二〕アンダ総督下の対英協力中国人の追放

一七七〇年にラオン総督の後を襲つたアンダ総督は、対英協力カトリック中国人の徹底追放がいまだ完了していない現状を目のあたりにした。アンダ総督は、その主な原因を、スペイン当局者が追放対象の中国人から賄賂を受け取るなどしていることに帰して、個別中国人の嘆願や請願などを一切無視して徹底追放に取り組んだ。追放されたのは、マニラ在住の一般中国人はもちろんのこと、ゴ・キコら当時のマニラ中国人移民社会を代表する有力者も例外ではなかつた。⁽²⁰⁾ また、アンダ総督の徹底追放は、マニラから遠く離れ、対英協力にほとんど関わりがなかつたと思われるセブのパリアン在住中国人にまで容赦なく及んだ。⁽²¹⁾ アンダ総督は、一七七一年一二月の書簡で、ほとんど不可能とも思われた在住中国人の徹底追放を着々と成し遂げていることを本国に報告している。⁽²²⁾ これ以後、新規移民は、一七七八年のバスコ総督の着任まで途絶した。これは、中国人のカトリックへの改宗や司牧に中心的な役割を果たしていたパリアン教会 (Iglesia de los Santos Reyes del Parián) の洗礼簿やマニラ大司教府古文書館所蔵の婚姻関係文書などからも察知される。⁽²³⁾ 一五七一年のマニラ市設置以来初めて、アルカイセリ

ア・サン・フェルナンド滞在の中国人を除いて、フィリピン植民地各地から中国人居住者が実質的に姿を消したのである。

(三) 在住中国人カトリックの対応

それでは、この間、在住中国人は、対英協力カトリック中国人の徹底追放という事態に接して、具体的にどのような対応したのであろうか。先述のイグナシオ・マヨラルゴ・ゴ・キコは、スペイン本国で追放の取消しを直接請願するため、一七七〇年一二月二七日に在マドリードのフランシスコ・ゴメス・デ・コス (Francisco Gómez de Cos) を総代理人に選定し、イギリス占領期間中の身の潔白を証明した⁽²⁴⁾。また、マニラ・カンレオン (江龍、Domingo Canlion) を頭領 (capitán) とするセブのパリアン在住中国人社会もやはり総代理人を立てて本国で直接請願を行った。

セブ市には一七世紀初頭以来、総督の公認を得てパリアンが設けられていた。セブのパリアンは、マニラのものに比較して遙かに小規模で、五〇名程度の中国人とその家族からなる社会であつたが、マニラを中心とするルソン島とミンダナオ島の中間に位置して地方商業の中心として機能していた。たとえば、マニラの中国人が直接交易活動を行つていなかつたと思われるミンダナオ島北岸のイリガンやカガヤン方面との交易に、セブ州長官 (alcalde mayor) の許可と委託を受けて従事していくのである。⁽²⁵⁾

カナルオンは、一七六八年四月二五日付けの請願書で、ホセ・クエ (郭: Joseph Cue)、フロン・チンレオン (正龍: Juan Cindiong)、トマス・タイロウ (待老: Thomas Taylo) とともにセブのパリアンの中国人社会を代表して、

フィリピン政府に徹底追放の対象から除外されるよう願い出た。その請願の趣旨は、本国で検討された結果、七年六月二一日付けの勅令で認められ、アンダ総督も一旦はそれを受容したが、最終的には、かれらをアルカイセリアに送り追放対象とした。そのため、七一年一二月三〇日、カンレオン以下五二名のセブの中国人は一致して在マドリードのスペイン人を総代理人に立て、スペイン本国で直接請願することにしたのである。

請願書の内容は次のようなものであった。すなわち、マニラの中国人がカトリックの信仰を捨てて対英協力した行動はセブの中国人の全く与り知らぬことである。それどころか、スペイン人を支援して、さまざまな物資および人財を供与し、さらに、イギリス軍のセブ侵入に備えて自警団まで組織して、スペインに忠誠を尽くした。また、これに先立つて、ボホール島で現地住民がスペイン支配に抗して蜂起した際には、スペイン当局の鎮圧軍を助けるべく、物資を供出するなどした。このように、セブのパリアン在住中国人は、一貫してスペイン国王に對して忠実かつ敬虔なカトリックであり、それは、セブにパリアンが開設されて以来、一五〇年間変わったことがなかつた。そして、從来通りセブのパリアンにおいて、交易活動に従事しつつ妻子ともども幸福な生活を続けていきたいと結んでいる。請願書には、上述の内容を証明するために、セブ州長官や司教、中国系メスティーソの宣誓供述書などが添付されていた。スペイン本国でカンレオンらの請願が検討されたが、その結論を待たずにセブの中国人は追放されたのである。⁽²⁶⁾

四 在住中国人の徹底追放とアンダ総督の意図

イギリスのマニラ侵入および占領というフィリピン植民地始まって以来の事態は、スペイン人に衝撃を与えた。なかでも、在住中国人カトリックの対英協力は、スペイン人との間に深刻な反中国人感情を惹き起こした。それゆえ、イギリスの撤退直後これらの中国人の追放を要求する声が高まつたのは当然のことと言える。しかしながら、一七六六年四月一七日付けの勅令がフィリピン政庁に達した時期には、先述のように、対英協力中国人の大半は、すでにマニラを去つていたのである。その一方、多くのスペイン人は、在住中国人との取り引き関係を回復していただけ、かれらを追放することは、もはや切迫した問題ではなくなつていた。結局、勅令によつて徹底的に追放されるべき厳密な意味での対英協力中国人は、ほとんど存在していなかつたことになる。

中国人の徹底追放を行つたアンダ総督自身も、パンパンガに暫定政権を樹立してイギリス支配に抵抗していた時期に、特に中国人の富裕層、すなわち、マニラの中国人移民社会の有力者が必ずしもイギリスに呼応しなかつたことを認めていた⁽²⁷⁾。にもかかわらず、アンダ総督は、対英協力に対する懲罰としての追放実施という勅令の趣旨を逸脱して、在住中国人を一律に徹底的に追放したのである。

イギリスのマニラ占領を機に、スペイン人の間にイギリスの脅威が現実のものとして認識され、植民地の防衛力強化のために、政府の財政赤字の解消——マニラ・ガレオン貿易体制から脱却して銀の流出を防ぐ——が急務とされるようになつた。それゆえ、アンダ総督は、植民地の財政・経済改革、およびその前提作り——植民地

経済の中国人への依存からの脱却——に熱心に取り組まさるを得なかつた。アンダ総督は、対英協力中国人を追放するというよりは、勅令を盾にとつて在住中国人を追放することで、スペイン人植民者が植民地の商業活動に進出することを目指していたのだと言える。言い換えると、勅令が副次的に内包していた経済的な効果を上げることのほうに、より重点があつたのだと考えられる。

五 中国人追放から中国人移民再受け入れへの動き

アンダ総督による中国人カトリックの追放は、先に見たように、必ずしも対英協力者を追放する「こう」と身体に主眼があつたのではなかつた。むしろ、中国人を追放することによって、植民地経済の実権をスペイン人の手に取り戻そうとする試みの一つであつたと言える。アンダ総督もアランディア総督と同様に、ブルボンの啓蒙主義に基づく植民地の経済改革を中国人の追放によつて成し遂げようとしたのである。その背景には、中国人がこれまで植民地の経済活動をほぼ独占することができたのは、他者の参入を巧みに排除してきたためだという認識があつた。それゆえ、中国人を追放しさえすれば、スペイン人植民者および中国系メスティーソなどが容易に各種の経済活動に従事できるという期待があつたのである。しかしながら、その当時は、両者ともその期待に十分に応えられる程の経済的力量を養つてはいなかつた。そのため、植民地経済は、かえつて落ち込み、当初、アンダ総督の徹底追放を支持したスペイン人植民者の間にも、中国人の復帰を望む声が高まつた。⁽²⁸⁾

一方、スペイン本国では、ドミニゴ・カンレオンらの請願がインディアス枢機會議 (Consejo Supremo de las

Indias) で子細に検討され、一七六六年四月一七日付けの勅令の内容およびその適用の仕方が見直されることになつた。スペイン国王は、枢機會議の諮問に基づいて、カンレオンのようにイギリスの占領下にあつても忠実なカトリックとしての義務を果たし、対英協力を行わなかつたことが証明された在住中国人に対しては、相応の配慮をすべきだとの勅令をアンダ総督に送付した。⁽²⁹⁾

これに対して、アンダ総督は、一七七四年一二月のスペイン国王への書簡のなかで、フィリピン植民地における中国人移民の存在が植民地経済に及ぼす悪影響を力説して、六六年四月一七日付けの勅令に基づく徹底的な中国人追放を継続するよう強く主張した。その一方、総督は、フランシスコ・ハビエル・サルガド (Francisco Xavier Salgado) による植民地の鉱山開発を支援して、中国人技術者導入の許可をスペイン国王に求めた。すなわち、アンダ総督自ら植民地における中国人移民の存在を否認しながら、その経済的有用性を認めるという自家撞着を犯してしまつたのである。アンダ総督の上申書を検討したインディアス枢機會議は、七六年にアンダの所説には矛盾があるとして、中国人徹底追放の方針を見直すよう総督に指示した。⁽³⁰⁾ これは、一七七四年前後には、中国人の徹底追放によって、植民地経済の振興を図る試みが非現実性を露呈していくことを表わすものと言えよう。しかしながら、アンダ総督は、七六年に病死するまで徹底追放の方針を堅持していた。⁽³¹⁾

ところで、スペイン本国で、中国人カトリックの徹底追放が見直される過程で、先ず問題にされた点は、セブの中国人のような敬虔で忠実な臣民までが、アンダ総督の下で追放されたことの是非であった。言い換えると、スペイン本国では、勅令の本来の趣旨に沿つて追放の是非が検討されたのである。一方、勅令の実施に当たつた

アンダ総督は、経済的観点から追放を実行したため、本国官僚との間に齟齬をきたしたのである。その後、植民地各界から中国人導入による経済開発が上申されるようになり、最終的に中国人移民のフィリピン植民地への再居住が許可されるに至つた。⁽³²⁾ 先述のドミニゴ・カンレオンらによる請願がスペイン本国において、カトリック信仰の立場から相当の反響を惹起したことを機に、中国人の徹底追放が見直され、植民地の経済的現実に対応して、中国人なしの経済開発ではなく、中国人の積極的導入による経済開発という方向に本国の方針が転換されたのだと言える。

六 中国人追放下の中国人と中国系メスティーソ

それでは、アンダ総督の徹底した在住中国人の追放は、中国系メスティーソの発展にとつてどのような意味をもつていたのであろうか。ここでは、先ず、アンダ総督の下で追放されたバルトロメ・ピトウコ（萬刀洛筆官 Bartolomé Pittco）を例に取り上げて検討したい。

ピトウコは、バスコ総督の新経済政策（Plan general económico）の下で、総督の信頼を得て活動し、勅令その他のスペイン語文書にその名を残したマニラの中国人移民社会の指導者であった。⁽³³⁾ 先述の一七六九年に作成された「追放者名簿」によると、ピトウコは、福建省泉州府晋江県安海の出身で、当時三〇歳の商人であった。八年前に来島するとほぼ同時にパリアン教会で受洗し、二年前にサンタ・クルス教会で結婚した。イギリスのマニラ占領期には、パリアン在住であったと記されている。この記述は、パリアン教会の洗礼簿やマニラ大司教府古文

書館所蔵の結婚申請に関する記録とも一致する。

ピトウコは、スペイン語に堪能で、通訳なしでスペイン当局との折衝に当たることができた。一七六五年には養豚業者の組合長（カベシーリヤ）の地位にあつたが、六六年には、総頭領の地位に就いていた。また、福建商人のマニラでの貿易資金調達に際して、その保証人となっていたことがマニラの公正証書原簿（protocolo）によつて知られ、福建—マニラ間の中国帆船貿易に何らかの投資を行つていたと思われる。

バルトロメ・ピトウコは、追放されて後もマニラとの関係を絶つたわけではなかつた。一七七一年から七三年にかけて、ピトウコは中国貿易帆船の船主（capitán；船長）として毎年マニラに来航していたのである。それ以降もピトウコが船主として引き続き来航していたのかどうかについては、筆者の手元にある史料では不明である。しかし、バスコ総督がマニラに着任した七八八年当時、ピトウコはすでにマニラ在住の有力中国人と目されており、やるに、七二年一二月一〇日付けの勅令が中国人の徹底追放の見直しを命じていたこと⁽³⁴⁾、および、七五年にピトウコと中国系メスティーソであった妻マリア・セシリア（Maria Secilia）との間に生まれた子、アレハンドロ・ピトウコ（Alexandro Phitco）がサンタ・クルス教会で受洗していくことを考えあわせると、七四年以降は、再び妻子とともにサンタ・クルスに居住することを許されていたのかもしぬれない。

ところで、対英協力の中国人在住者の徹底追放がなされ、新移民が途絶している間も中国帆船による福建—マニラ間貿易は従来通り継続されていた。船主や乗組員または客商（pasajero；いわゆる「客」として便乗した旅商人）として来航した中国人は、全て一時滞在者としてアルカイセリア・サン・フェルナンドに収容され、原則的にア

ルカイセリア外に出ることは許可されなかつた。それゆえ、スペイン当局は、スペイン人および現地人 (natural) がアルカイセリアを訪れて、これらの中中国人などと自由に経済活動を行つことを許可していた（ただし、一七七七年の布告 [Bando] は、スペイン人を除いて女性がアルカイセリア内に入る」とを禁止している⁽⁴⁵⁾）。先に挙げたバルトロメ・ピトウコも、追放期間中、毎年マニラを訪れ、アルカイセリアに滞在する」とによつて、妻子と直接接触できた可能性があり、スペイン人やメスティーソの商人などとの取り引きを継続し、追放前に築いた人間関係を維持する」ことができたものと思われる。

実際、スペイン人のマニラ回復後、中国人在住者の徹底追放が実施される以前の一七六四—七〇年の期間、総計四六隻の中国貿易帆船（年平均、六・六隻）がフィリピン政府の財政調査報告書に現われているが（台湾からの一隻を含む）、このうち、カトリック中国人が船主を務めていたとされるのは、六六年に来航した一隻（船主フワノ・ネポムセノ・アンカ; Juan Nepomuceno Anqua）および六九年の一隻（船主ビセンテ・ソウチコイロ; Vicente Souchuico）の二隻だけである。それに対して、アンダ総督による徹底追放が実施されていた七一一七四年の期間では、総計一八隻の中国帆船（年平均、七・七隻）が財政調査報告書に現われているが、船主がカトリック中国人であつたのは、その約半数に当たる一五隻であつた。このうち、バルトロメ・ピトウコの他にこの期間連続して名が見えるカトリック中国人船主は、七一年から七四年にかけて来航したホセ・マリアノ・チャンイカ (José Mariano Chaniqua) や七二一年から七四年に来航したフワン・ネポムセノ・テクロ (Juan Nepomuceno Teclo) である⁽⁴⁶⁾。

いざれにせよ、ピトウコの場合に見られるように、追放された中国人は、船主、客商、あるいは乗組員としてマニラに来航し、アルカイセリアに滞在することによって、現地での人間関係を維持することができたものと思われる。一方、このことを植民地経済、特に、現地商業網への影響という観点から見ると、一時的にせよ、この時期、植民地フィリピン史上ほとんど初めて、実質的に在住中国人の介在なしに、マニラから各地域・各地方への商品流通がなされたということになる。

一部の有力中国人は、追放に直面して公正証書を作成して現地における正式の代理人を立てて、商業活動を継続し、財産を保全または運用するなどしたが、これにメスティーソの妻や子を当てることがあつた。⁽³⁷⁾ また、一七六七年一一月のラオン総督の要請で、各地方長官が在住中国人のマニラ送還に当たって作成した名簿や六九年作成の追放者名簿などには、妻子が夫である地方在住中国人と離れてマニラに居住している場合や、その逆に妻子が夫と離れて地方に居住している場合が散見される。筆者の手元にある史料では確認できないが、これらの事例のなかには、商業上の利便などから別居していた場合もあったと考えられる。このようなことから、追放されに際して、公正証書を作成して正式の代理人を立てるに至らなかつた中国人のなかにも、やはり妻や子あるいはその他の中国系メスティーソを実質的に代理人としていた者がかなりあつたと推測される。⁽³⁸⁾ すなわち、在住中国人が追放されたことにより、中国系メスティーソは、中国商人によつて植民地に張り巡らされた商業網を自らのものとして活用する機会を得たのである。中国系メスティーソは、一八世紀後葉から一九世紀中葉にかけて地方商業活動を加速的に拡大していくが、その第一歩は、中国商人の代理人になることだったのではないだろうか。

七 中国人移民の復帰と中国系メスティーソの発展

バスコ総督による元在住者の復帰と新移民の許可は、一七六七年一月以来約十年間にわたって、フィリピン諸島各地からほとんどの定住中国人の姿が消えた状況下で行われた。その一方、中国人の再居住許可は、中国系メスティーソが十分に経済的自立を達成しないうち、言い換えれば、中国人移民と婚姻関係にあった現地女性やその子供たちがまだ中国人の父親の現地復帰を待望していたであろう時期に行われた。他方、スペイン人植民者側においても、植民地の経済開発に中国人の農業技術やその他の技能を積極的に利用しようとする気運が生まれていた。すなわち、商人としてではなく、農業従事者および技能労働者としての中国人移民を、人数的には植民地経済開発に必要な数という条件付きで、積極的に受け入れようとしていたのである。⁽³⁹⁾

バスコ総督の下で再開された中国人移民の受け入れは、本来、移民の宗教を問わないものであったが、非カトリック中国人は、カトリックの移民に倍する年額一二ペソという高額の人頭税を課せられたことや、バスコ総督を含めてスペイン人の間には非カトリック中国人に対する根強い偏見があつたため、移民は実質的にカトリックに限られていた。⁽⁴⁰⁾ 結果的に、フィリピン政府は、経済開発に必要な農業従事者および技能労働者としての移民に對しても、スペイン国王の忠実な臣民である証として、カトリックであることを要求したのである。スペイン人は、一八世紀の中葉以降、植民地フィリピンの経済開発により関心を払つようになり、バスコ総督の下では中国人移民の積極的導入による経済開発が目指された。しかし、移民の宗教を問題にしたという点で、まだ経済的合

理性を徹底的に追求するという態度には至っていなかつた。中国人移民に対し、実質的にカトリックであることを要求する方針は、一九世紀前葉まで基本的に維持された。このことが、植民地フィリピンへの中国人移民の流入を抑制する結果をもたらし、一九世紀初頭に至つても、その人口は植民地全体で四千人から五千人程度に止まつた。⁽⁴¹⁾

さらに、中国人移民は小売業に従事することが禁止され、また、農業労働者などを除いて地方居住が認められなかつたのである⁽⁴²⁾。その結果、マニラを中心として定着した比較的小規模な中国人移民社会は、總体として、フィリピン植民地の商業網を外国貿易に結び付ける仲介者の役割を担うようになつたと思われる。すなわち、中国商人の大半がマニラに集中して、卸売り業を主体とした経済活動に従事するようになつたのである。この時期、マニラが正式にヨーロッパ人によるアジア地域間貿易に開かれたため、マニラ在住中国商人は、従来の福建商人に加えて、ヨーロッパ商人や北米商人の要求に応じて、植民地の物産を集荷する一方、これらの商人がもたらした商品を中国系メスティーソなどの小売商人や地方商人に売り渡したと言える。マニラの中国商人が仲介者の役割に特化していくなかで、植民地各地に定着した中国系メスティーソは、アンドガ総督の下での経験の上に、中国人の築いてきた商業網を受け継ぎ、あるいは、拡大することによつて、かれらが主体的に担う地方商業網を成熟させていったと推測される。

八 おわりに

アランディア総督による非カトリック中国人の追放は、中国人移民社会を「脱中国人」化、すなわち、カトリック化して比較的小規模かつ定住的なものにすると同時に、中国人移民と現地女性との正式の婚姻を増加させたため、中国系メスティーソの数的拡大が促進された。しかしながら、アランディア総督が実施した非カトリック中国人の追放は、在住中国人による植民地の経済活動、なかんずく、商業分野の独占を打破するという所期の目的を達成できなかつた。それは、非カトリック中国人でも追放令の実施までに改宗すれば追放を免れたからである。これに対し、アンダ総督が対英協力中国人カトリックの追放という名目で実施した中国人追放は、文字どおり徹底したものであつた。これによつて、在住中国人は、約十年間にわたつて植民地各地から概ね姿を消し、来往する中国人は、アルカイセリア・サン・フェルナンドに収容され、原則として貿易期間中のみ滞在を許された。アンダ総督の下で、中国系メスティーソは、不完全ながらも、商業を初めとする各種の経済活動に進出し、その経済的自立の素地を作つたと言えよう。

その後、バスコ総督の下で、再び中国人の定住が認められるようになつたが、実質的に移民はカトリックに限られたため、マニラを中心とする中国人移民社会は、一九世紀前葉に至るまで、アランディア総督時代と同様に、比較的小規模なカトリックから構成される定住型社会であつた。また、一般的に既婚者が単身者より優遇されたこともあつて、新たな中国人移民が現地女性と正式な婚姻関係を結んで定着していく過程で、さらに中国系

メスティーソを生み出し、かれらが植民地社会における一つの社会集団として顕在化していくのに貢献した。

このなかで、マニラの中国商人が、物産集荷販売網を束ねる卸売商人として、福建商人やヨーロッパ商人との取り引きを開拓していく結果、特に地方における商業の扱い手のメスティーソ化が進んだ。また、各地方に定着した中国系メスティーソは、マニラから派遣された中国人代理商 (*agente; viajero*)⁽⁴⁴⁾ と接触するなかで、中国人の商業経験を身近に学びながら比較的容易に中国人の築き上げた物産集荷販売網に入り込んでいくことができたと思われる。この点に関しては、個別、具体的な研究の蓄積が必要であると思われるが、今のところ中国系メスティーソの商業的勃興は以上のような経過を辿つて達成されたと推測される。

中国系メスティーソ興隆の直接の契機は、一八世紀中葉に二回にわたつて行われた中国人の追放に求められるが、それぞれの追放令が果たした役割は、以上見てきたように異なつていた。また、これら二回の追放令のみではなく、バスコ総督以降一九世紀前葉まで維持された、カトリックであること、および、現地で婚姻して定着することを求めた移民政策が、中国人移民の流入を抑制した役割も見逃せない。さらに、かれらが小売業に従事することが原則的に禁止されたため、地方に居住するのは主として農業などに従事する中国人移民となつた。このことを背景に、中国系メスティーソは地方商業の担い手として成長できたのである。また、今後の検討課題ではあるが、一七八一年にアウディエンシアが出した婚姻政策は、中国系メスティーソが一つの社会集団として顕在化し、インディオよりも経済的に優位に立てたことに關係していると思われる。それは、中國人カトリックが中国系メスティーソの女性と婚姻する傾向を確定的にするとともに、中国系メスティーソ同志の婚姻をある程度促進

したと考へられるからである。⁽⁴⁵⁾

この稿がなるにあたって Edger Wickberg 教授 (University of British Columbia) が曲がり角一のイハル・ヤス古文書館 (AGI) にて収集された史料を提供してくれて、筆者が利用するにあたり快くお許しくださいました。厚意をいにじ銘記して深甚なる謹意を表します。

註

(1) 池端雪浦「マイリムハ国民国家の創出」回編『変わった東南アジア史像』山川出版社、一九九四年、110-111頁。

(2) Edger Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History," *Journal of Southeast Asian History*, 5 (March 1964): 62-100; *idem*, *Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven: Yale University Press, 1965), pp. 31-36; *idem*, "Anti-Sinicism and Chinese Identity Options in the Philippines," paper read at the Conference on Entrepreneurial Minorities in Central Europe and Southeast Asia, January 1994, La Jolla, California, 1994, pp. 13-15.

(3) 菅谷成子「一八世紀中期スペインによるカトリックハド・マサ総督の非キリスト教徒中国人の追放—中国系メスキーノの興隆の契機をめぐるトーー」『東南アジア歴史と文化』一九(一九九〇)、11K-11回。

(4) William Lytle Schurz, *The Manila Galleon* (New York: E.P. Dutton & Co., 1939; Dutton Everyman Paperback, 1959), chaps. 1-4; Leslie E. Bauzon, *Deficit Government: Mexico and Philippine Situado, 1606-1804* (Tokyo: Centre for East Asian Cultural Studies, 1981), pp. 18-49.

(5) 『マニラ船便』、前項注脚参照。

(6) Maria Lourdes Diaz-Trechuelo, "The Economic Background," in *The Chinese in the Philippines*, 2

vols., ed. by Alfonso Felix, Jr. (Manila : Solidaridad Publishing House, 1966-69), vol. 2 : 1770-1898, p. 21.

(7) *Ibid.*, p. 18.

(8) *Ibid.*, p. 19; Informaciones matrimoniales, 1757-73, Archives of the Archdiocese of Manila (マニラ AAM ル・アーキドゥシカル・アーチィフカル); Protocolos de Manila # 6-10, Archives Division, Records Management Office of the Republic of the Philippines (マニラ PNA ル・アーキフカル).

(9) Simón de Anda, "Memorial to the Spanish Government," Madrid, 12 April 1768, in *The Philippine Islands*, 1493-1898, 55 vols., ed. by Emma H. Blair and James A. Robertson (Cleveland : Arthur H. Clark, 1903-9), 50 : 157-69 (マニラ BR ル・アーキフカル); Díaz-Trechuelo, "The Economic Background," p. 18.

(10) Simón de Anda to Carlos III, Manila, 22 June 1764, in *BR*, 49 : 263-64, 267; Baltasar Vela to Antonio González, Manila, 24 July 1764, in *BR*, 49 : 291-93; Gregorio F. Zaide, *The Pageant of Philippine History*, 2 vols. (Manila : Educational Co., 1979), 2 : 21. マニラ ル・アーキフカルの記録より、婚姻は禁じられ、賤民は禁じられ、賤民住民はマニラの税金を支拂わなければならぬ。マニラの税金を支拂わなければならぬ現地住民や在住中国人を味方にはしません。

した。

(11) Serafin D. Quiason, *English "Country Trade" with the Philippines, 1644-1765* (Quezon City : University of the Philippines Press, 1966), chap. 7.

(12) Real Cédula, Aranjuez, 17 April 1766, in Miguel Rodríguez Bériz, *Diccionario de la administración de Filipinas : Amario de 1888*, 2 vols. (Manila : Imp. y Lito. de M. Pérez, hijo, 1887-88), 1 : 578-79 (マニラ *Amario* ル・アーキフカル).

(13) 県長官は一般省のロコハルタ (provincia; マニラ省) の監督者で、県長官の下にアルカルデ (alcalde mayor) が置かれた。県長官は公使館の長官でもある。しかし、一端、戦略上重要な地域をもつておられたるロコハルタは、マニラの二級 (corregidor) が置かれた。県長官は公使館の二級 (corregimiento) である。マニラの五人入船や諸島 (Isla de Mariveles) などは十木島半島のマニラガハ (Provincia de Yligan) が管轄する二級である。マニラ (Provincia de Tondo) が管轄する二級 ("Año de 1775. Testimonio Literal del Expediente creado en virtud de Superior Providencia emanada de la R. Cedula.....," Leg. 715, Filipinas [マニラ] "Año de 1775" ル・アーキフカルの記録より引用)。

監視[アラル], Archivo General de Indias [アギ]～監
視[アラル]; José Cosano y Moyano, *Filipinas y su real*

Hacienda (1750-1800) [Córdoba: Monte de Piedad,

Caja de Ahorros de Córdoba, 1989], pp. 401-6)。

(14) “Año de 1775.”を以て Cosano y Moyano は、カス
トロセハカル・リモニスヌマセニラドスルニシテス (Filipinas y su real

Hacienda, pp. 401-6)。

(15) “Año de 1775.”と頭をかぐらでニヤサ、一七七五年に

アヘハトヘト總督[アラル]に設置された役職で、各職業組
合 (gremio) の頭、カグハーニヤを統括するものであ
った。ペニトーンにおける中国人の役職[アラル]の他に次の

よめへぬる[アラル]がいた——總頭領 (gobernadorcillo)、總
頭領代理 (teniente gobernadorcillo)、書記

(escribano gobernadorcillo)。ヒ・キガ、福建省泉州
府臨江縣安海の王城[アラル]、一七六九年削除、中國職[アラル]

ノハク在住の貿易商人 (comerciante) であった。ヒ・
リムハ来住後[アラル]10年、カムニハハ前後[アラル]11年を總領[アラル]としていた (“Año de 1772. Testimonio literal de los autos

de Filiación general, y destierro perpetuo de estas
Islas……,” Leg. 716, Filipinas, AGI [アギ]“Año de
1772”～監視[アラル])。また、ヒ・キガ、中國基督教徒[アラル]

(16) “Petición de sangley christiano de Binondo
(1772),” fols. 307-9, Leg. 714, Filipinas, AGI [アギ]
“Petición de sangley”～監視[アラル]; Auto, Alcaicería
San Fernando, 17 July 1769, “Testimonios pedidos por
los años de 1764 y 1769 de los servicios fihos a S. M.
……,” fol. 333-34, Leg. 714, Filipinas, AGI [アギ]“Tes-
timonios 1764 y 1769”～監視[アラル])。

(17) “Año de 1772.”

(18) “Año de 1772”; Auto, Alcaicería San Fernando,
17 July 1769, “Testimonios 1764 y 1769”; “Petición de
sangley.”

(2) Superior decreto, 6 June 1755, “Dimisorias, expul-
siones de chinos, bautismos ceremonias, confesiones,
1751-1771,” Retractions, Abjurations, Conversions,

33-C-7, AAM.

- (20) "Año de 1772"; "Petición de sangley"; "Testimonios 1764 y 1769."
- (21) Protocolo, Manila, 20 December 1770, Protocolo de Manila #9, PNA; "Escritos conservantes algunos chinos de Zebu," 1770-71, fols. 393-400, Leg. 714, Filipinas, AGI (証文書類) "Escritos conservantes" (証文書類) "Año de 1772."
- (22) "Expediente de los Sangleyes del Parian de Zebu," 1 December 1772, fols. 294-99, Leg. 714, Filipinas, AGI (証文書類) "Expediente" (証文書類).
- (23) "Libro de bautismos de la Iglesia de los Santos Reyes del Parián," tomos 3-5, Sección Parian, Archivo de la Provincia de Santísimo Rosario en Filipinas; Informaciones matrimoniales, 1757-73, AAM.たゞへ 一七八〇—七八年間、マニラへ移住した中国入が、七十卅年を越えて名を塗り替へたて 記録。
- (24) Auto, Alcaldía San Fernando, 17 July 1769, "Testimonios 1764 y 1769"; "Petición de sangley."と Auto と "testimonio del poder general..."と 備考がある。
- (25) "Año de 1775." やア G-中國商人は、交易の途上でオランダ総督の 1767 年 11 月の総督令を受け取つていたイリガン州長官 (corregidor) によって拘束されたが、ヤマト州長官の責任でオランダに送還された。特權 (indulto de comercio) を握るよハシナハシタガ、ヤマト州長官は、ハシ恩に見られるやうに、中國商人を押しつける特權行使してたと推測される。
- (26) "Escritos conservantes"; "Expediente"; "Escrito sobre el capitán Domingo Canleong," Leg. 714, Filipinas, AGI.
- (27) Milagros G. Guerrero, "The Political Background," in *The Chinese in the Philippines*, vol. 2: 1770-1898, p. 14, n. 1.
- (28) Diaz-Trechuelo, "The Economic Background," p. 22-25.
- (29) "Caso de Gouquia," 1772, fols. 405-7, Leg. 714, Filipinas AGI; "Expediente."
- (30) Consejo, "Carta al Gobernador, Testimonios," Leg. 714, Filipinas, AGI (証文書類) Consejo (証文書類).
- (31) 中国人追放の経緯およびその意義についてせんせん考がある。

んじ言及がなきか、トハタ総督の理念および治政一般について、Salvador P. Escoto, "The Administration of Simón de Anda y Salazar, Governor-General of the Philippines, 1770-1776," Ph. D dissertation, Loyola University of Chicago, 1773 を参照され。

(32) Consejo: "Año de 1779"; 菅谷「バエロ総督のトマリヨン植民地経済開発—中国人移民奨励と養蚕業振興策—」『南方文化』111(一九八六)、四七一六九頁。アングラ総督が目指した方向は、後に見るよろこび本国の移民政策を基本的に先取りしてしまったものだといふべき。

(33) ピトウ对中国に関する以下の記述については、菅谷「ベルトロメ・ピトウ——一八世紀後期のマニラに生きたある中国人クリスチ教徒——」『紀要(名古屋女子大学)』(人文社叢編) 111八(一九九一)、1111—四五頁に詳説。

(34) Consejo.

(35) *Amario*, 1: 581, 585. しかしながら、トマリヨン総督の1771年1月11日付の布告では、女性に関する幅広い規定(*Ibid*, 1: 581-82)。

(36) Cosano y Moyano, *Filipinas y su real Hacienda*, pp. 274-81.

(37) たゞいわば、カソルトナの場合、妻マリヤ・イグナシ

ア(Maria Ignacia)を筆頭総代理人とし、息子マテオ・ペーベル(Matheo Apostol)を次席総代理人に指名してさる。一七七〇年逝世。カハノオノ自身は、アルカヤリ亞に取容されたが、妻子はやがてペニャンに居住してさる(Protocolo, Manila, 20 December 1770, Protocolo de Manila #9, PNA)。

(38) AAM所蔵の婚姻関係文書によると、中國人カトリックばかりの当時、ほぼ例外なく中国系メスティーソーと婚姻してさる。それゆえ、現地の親族組織の在り方から考へて、中国系メスティーソーである妻子の親族が夫である中国人の経済活動に関わるいとは、稀ではなかつたと推測される。また、ベルトロメ・ピトウは、中国系メスティーソーの書生を住み込ませていた。ひょつといふは、中国人追放以前からなれでさるたと略ねれる("Año de 1784. Autos Formados a pedim.^{to} de Leonarda Flores sobre sponsales con Diego Marcelo," Informaciones Matrimoniales 1784, 15-A-3, AAM)。

(39) 菅谷「バエロ総督のトマリヨン植民地経済開発」。

(40) Diaz-Trechuelo, "The Economic Background," p. 29.

(41) *Ibid.*, pp. 31-35; ペペマハは、メキシコなどとの独立によって、ペペマハが実質的に瓦解するおど、その住民をカ

ヨーロッパに改宗するやい、ペペイーンの文化世界に取り込む
と云ふ方針を維持して云た。一方、イギリスなどの植民
地宗主国は、現地住民や中国人移民を植民地支配者とは
異なるものとして、総じて冷徹に經濟的原理によつて支
配し利用した。この点が、他の東南アジア諸地域ドハ
リノン植民地における中国系メステイーンのやうな存在
が見られなかつたことは関係してくると想われる。な
お、スペイン人がカトリックの信仰と住民の忠誠心を闇
連でけて把握したり云々、ロハキベタの経験にもゐる
考へられて云々 (Wickberg の著作を参照のこと)。

(42) Superior Decreto, 14 August 1782; Corregidor of
Cavite to Governor Basco, 24 August 1782,
"Expediente sobre que los sangleyes radicados en esta
Capital y Prov.^{as} se dedicuen precisamente a la
Agricultura……," Real Sociedad Económica, PNA;

Circular, Manila, 16 April 1783, Spanish Manila, PNA.

(43) Thomas R. McHale and Mary C. McHale, ed. and
intro., *Early American-Philippine Trade: The Journal
of Nathaniel Bowditch in Manila, 1796* (New Haven:
Yale University Press, 1962), pp. 26-63.

(44) "Quaderno de las Lizencias que conceden a los
sang.^{es} para pasar a Provincias y al Río de China :

—八世紀中葉フイリピンにゐたる中国人移民社会の変容—
中華人民共和国編

Sang^{es}, 1786 y 87, "1786, Chinos Manila, PNA.筆者の
手元にある史料では、中国系メステイーンが代理商人へ
ドマリナから地方に赴いたか云々かを確認するに云々
あたるが、その可能性は高くと思われる。
(45) Acuerdo, 21 January 1781, in *colección de autos
acordados de la Real Audiencia Chancillería de
Filipinas*, 5 vols. (Manila : Imp. de Ramírez y Girau-
dier, 1861-66), 1 : 99-115.